議案第115号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１選挙管理委員会事務局の表１の項の⑴の金額の欄を次のように改める。

ア　複写機により白黒で複写したもの　１枚につき10円 イ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用の額

別表第１選挙管理委員会事務局の表１の項の⑵の金額の欄を次のように改める。

ア　収支報告書等が文書である場合 ㋐　複写機により白黒で複写したもの　１枚につき10円 ㋑　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用の額 イ　収支報告書等が電磁的記録である場合 ㋐　用紙に白黒で出力したもの　１枚につき10円 ㋑　電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用の額

別表第１選挙管理委員会事務局の表２の項の金額の欄を次のように改める。

ア　支部報告書等が文書である場合 ㋐　複写機により白黒で複写したもの　１枚につき10円 ㋑　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用の額 イ　支部報告書等が電磁的記録である場合 ㋐　用紙に白黒で出力したもの　１枚につき10円 ㋑　電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用の額

別表第１選挙管理委員会事務局の表備考中「両面印刷とするとき」を「両面に複写し、又は出力したもの」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（提案理由）

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。